

過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、四十億円とすること。（第一条関係）

第二 新たに追加された過疎地域の要件に係る沖縄の統計法により行われた国勢調査の結果による市町村人口は、法第二条第一項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口とみなすものとする事。

（第二条関係）

第三 新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定めるものとする事。（第三条関係）

第四 市町村の廃置分合等があった場合における新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定めるものとする事。（第四条

関係）

第五 法第十二条第一項第二十四号の政令で定める施設として次に掲げる施設を追加するものとする事。

- 一 市町村立の中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備
- 二 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

(第六条第六項第十号及び十一号関係)

第六 その他所要の改正を行うものとする。

## 第七 附則

- 一 この政令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。
- 二 所要の経過措置を定めるものとする。